

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員の定数) 第 2 条 法第195条第 2 項ただし書の規定により、委員の定数は、 <u>5人</u> とする。	(委員の定数) 第 2 条 法第195条第 2 項ただし書の規定により、委員の定数は、 <u>6人</u> とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。